

議事要旨(2)企業会計基準適用指針公開草案「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針(案)」について

冒頭に西川専門委員長より、投資育成目的(いわゆるベンチャーキャピタル(VC)条項)及び債権回収目的についての議論は、もう少し慎重に行っていく旨の説明があり、引き続き秋葉統括研究員より、前回の企業会計基準委員会以後に加筆修正された点を中心に、当該適用指針案の説明がなされた。

- ・ 当該適用指針案は、監査委員会報告第60号のうち会計に関する部分を、概ね引き継いだものである。
- ・ 債権回収目的や投資育成目的の取扱いについては、一定の要件を満たせば投資先の意味決定機関を支配していないことが明らかであるものとして、子会社にあたらなくとする案(A案)を前提に、議論を進めている。
- ・ 具体的な状況を限定的に示しても、子会社にあたらなくものとして連結の対象とはしないこととするような濫用の懸念に対応し、当該他の会社の株主総会を支配する意図が明確であれば、子会社にあたらなく場合には該当しないことを明示した。
- ・ 一定の要件を満たし、投資先の意味決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、一般的には投資企業や金融機関に限定されるものと考えられること、及び当該投資企業や金融機関は、実体のある会社であることが必要である旨も明記した。
- ・ 「他の会社の意味決定機関を支配していないことが明らかであると認められるための要件」について、「当該他の会社は新規に設立されたものではないこと」という要件を新たに加えることを検討したが、追加することによる明確化・限定化が達成できないと考えられたため、追加しないこととした。
- ・ 特別目的会社にかかる開示の対象となる特別目的会社と子会社の範囲との関係についてまとめた図が分かりにくいとの指摘に対応し、表現方法を一部修正した。
- ・ 特別目的会社の開示例の文案については、引き続き検討する。

この説明に対する委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 他の会社の意味決定機関を支配していないことが明らかであると認められるための4つの要件が濫用されることがないように、今後とも慎重に議論してほしいとの要望が出され、これに対して事務局からは、今後、濫用が懸念される具体的なケースを想定しつつ、さらに検討をすすめる旨の回答がなされた。
- ・ 「実体のある会社」の内容が不明確と考えられるため、例えば「それぞれの営業取

引を経常的に行っている実体のある会社」といった表現にしてはどうかとの提案があり、これに対して事務局からは、文案を検討するとの回答がなされた。

以 上